

拠点づくりワークショップ設置要綱

(設置)

第1条 拠点づくり計画（以下「計画」という。）に関し、広く村民の意見や考え方を反映するため、拠点づくりワークショップ（以下「ワークショップ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワークショップは、計画に関して、村民の立場からまちづくりに関する課題や将来像について検討を行う。

(組織)

第3条 ワークショップの構成員は30名以内とし、まちづくりに関する知識を有する者か、公募による村内在住又は在勤の者とする。

2 村長は必要と認めるときは、ワークショップに職員を参加することができる。

(報酬等)

第4条 構成員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年3月23日条例第5号）の定めるところによる。

2 職員には、報酬、報償金及び費用弁償は支給しない。

(運営)

第5条 ワークショップの運営は、構成員の自主性を尊重する。

(検討結果)

第6条 ワークショップは、検討結果を関係する幹事会及び委員会へ報告する。

(任期)

第7条 構成員の任期は、村長への報告が完了する日までとする。

(事務局)

第8条 ワークショップの事務局は、企画政策課政策推進室に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ワークショップの運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。